

副業・兼業プロ人材を
活用してみませんか！

自社の「足りない」ことにお困りの経営者様へ

～経営課題の解決に不足している人材リソース獲得のサポートを行います～

【副業・兼業人材とは】

首都圏を中心とした大手企業で働いている方、OBの方、または専門的なスキルやノウハウを持った方達です。
自社内では経験・育成できない高度なスキル、新たな視点・ネットワークの獲得が期待できます。

【活用の期待できる領域】



【こんなお悩みを持っていませんか？】

- ☐ 自社の中長期的な将来を描きたい、それを実行したい。
- ☐ 経営課題の解決につながるような人材が不足している、見つけれられない。
- ☐ 高度人材の雇用にはリスクが伴う。
- ☐ 新たな視点を取り入れたい、マンネリ化を脱却したい。



【副業・兼業人材活用のメリット】

メリット① 低コスト！

雇用ではないので、固定費を抑えることができます。
また途中での解除も可能です。

例)

雇用	副業・兼業
30万円/月 期限なし・社保	10万円/月 3カ月間

メリット② 自社にないノウハウ・経験を活用！

大企業や海外企業、専門分野の知見・経験を
自社の業務に活用できます。

メリット③ 社内の意識改革！

新たなアイデアを生み出す、染みついた社内風土を
変える、後継者育成のための刺激になります。

令和8年度「副業・兼業人材確保事業費補助金」のお知らせ

「副業・兼業人材」を活用して
「経営課題を解決」しよう！

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、初めて、
専門的な分野に関する知識を有する副業・兼業人材を受け入れる場合、人材紹介
会社に支払う人材紹介手数料、旅費(交通費・宿泊費)及び報酬の一部を助成します。

「副業・兼業人材」とは…

中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営の強化につながる
ような活躍が期待できる者として当該中小企業等が受け入れようとする人材であって、業務
委託契約等に基づき職務や期間を限定してその業務に従事する者

補助対象者 県内に主たる事業所があり、常時使用する従業員等が1,000人未満の会社、
個人事業主、組合等

条 件	以下の①②を共に満たすこと。 ①初めて静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点(以下、拠点と略す)を通じた副業・兼業 人材の活用を行う ②業務委託契約期間が6か月以内
対 象 経 費	○人材紹介会社(※)に支払う紹介手数料 ○県外の副業・兼業人材が業務に従事する場合に要する交通費・宿泊費 ○副業・兼業人材への報酬
補 助 率	8／10以内（上限50万円）

※ 拠点に登録のある人材紹介会社に限る。

留 意 事 項 * 補助金の対象となる副業・兼業人材を拠点または拠点に登録している人材紹介会社の
連携による仲介によって受け入れる場合に限ります。
会社等と人材紹介会社が直接やりとりした人材については対象となりません。
* 補助対象期間は令和9年2月28日までです。予算の状況等により、期限前に締め
切る場合があります。
* 補助金支払にあたっては、その他要件があります。詳細は、本事業の補助金交付
要綱、募集要項をご確認ください。

まずは、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください！

人材獲得は
こちら

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL 054-653-1015 E-mail pro-jinzai@shizuoka-cci.or.jp

補助金申請は
こちら

静岡県 経済産業部 就業支援局 産業人材課 雇用対策班
TEL 054-221-2825 E-mail sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp